

寒河江市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域におけるバス等の旅客輸送に関し必要となる事項を協議するために設置する寒河江市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び協議事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 寒河江市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 山形県バス協会の代表者又はその指名する者
- (5) 山形県ハイヤー協会の代表者又はその指名する者
- (6) 市民又は利用者の代表者
- (7) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体が指名する者
- (9) 道路管理者、山形県寒河江警察署、山形県村山総合支庁、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 交通会議の議長は、会長が行う。

4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議の委員が属する団体等の関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 交通会議の庶務は、企画創成課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。